

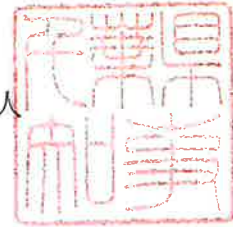
# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県市原市万田野26番地  
氏名 杉田建材株式会社  
代表取締役 杉田 一夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の5第1項

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和 8 年 5 月 20 日

許可の有効年月日 令和14年 8 月 6 日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

焼却による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

- ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
- イ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）、
- ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）、
- エ 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸及び廃アルカリに限り、含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする。）、

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙2のとおり

## 3 許可の条件

- (1) 受け入れた特別管理産業廃棄物は貯留ピット又は貯留タンクに保管し、速やかに処理することにより悪臭の発散を防止すること。
- (2) 事業場の排水は、焼却炉の冷却水として使用し、公共用水域に放流しないこと。
- (3) 廃油、廃酸及び廃アルカリの受入れ等に当たっては、許可申請書に添付された廃液受入手順書のとおり実施し、廃酸及び廃アルカリへの引火性物質の混入や、廃液の反応に伴う引火性物質の発生がないよう管理を徹底すること。

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 3 月15日 新規許可  
令和 7 年11月 4 日 更新許可（優良認定）  
令和 8 年 5 月20日 変更許可（特定有害産業廃棄物（廃油、廃酸及び廃アルカリ）のうち、1，4－ジオキサンを含むことのみにより有害なもの追加）

## 5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

**複写不可**  
本朱印無きものは無効

(以下余白)

## 許可証別紙 1

## 特定有害産業廃棄物の種類

(産業廃棄物のうち下表○の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)

有害物質\産業廃棄物	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃川泥
水銀又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	—	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	—	—	—
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	—	○	○	○
シマジン	—	—	—	—	○	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	—	○	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	—	—	—	○	—	○	○
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

**複写不可**  
本朱印無きものは無効

(以下余白)

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
焼却施設 (施行令第7条第3号、 第5号、第8号、 第13号の2) (平成15年1月31日、 第14-1, 2, 3-1-115号)	汚泥 45.2 t/日 (1.883t/時×24時間) 廃油 68.3 t/日 (2.845t/時×24時間) 廃酸 38.5 t/日 (1.602t/時×24時間) 廃アルカリ 38.5 t/日 (1.602t/時×24時間) (平成16年5月12日)	1	千葉県市原市万田野 字中将塚 481番2、 481番4、 482番 字大笹 479番3 字谷留義 483番11、 483番13、 483番18	
汚泥の貯留ピット	15 m <sup>2</sup> 30 m <sup>3</sup>	1		
廃油の貯留タンク	15 m <sup>3</sup>	1		
廃酸の貯留タンク	50 m <sup>3</sup>	1		
廃アルカリの貯留タンク	25 m <sup>3</sup>	1		
燃え殻保管施設	燃え殻選別ヤード	35 m <sup>3</sup>		1
	燃え殻貯留ヤード1	84 m <sup>3</sup>		1
	燃え殻貯留ヤード2	68 m <sup>3</sup>		1
	燃え殻貯留ヤード3	49 m <sup>3</sup>		1
	再資源化物ヤード	69 m <sup>3</sup>		1
ばいじん貯留ヤード	65 m <sup>3</sup>	1		
処理後の水銀含有ばいじん置き場	12 m <sup>3</sup>	1		

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

**複写不可**  
本朱印無きものは無効

(以下余白)